平成２１年（フ）第１０１５号
大阪府泉佐野市日根野4500番地の８、前住所
大阪府河内長野市松ケ丘中町1455番地の６
破産者　まるこ商店こと　江田　公毅
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０１６号
大阪府泉佐野市日根野4500番地の８、前住所
大阪府河内長野市松ケ丘中町1455番地の６
破産者　江田眞智子
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０５０号
大阪府和泉市和田町201番地の１、開始決定時の住所大阪府泉南市新家2892番地ファミール南大阪517号
破産者　片岡　義順
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
大阪府和泉市鶴山台２丁目６番10号
破産者　平野　吉弘
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
大阪府阪南市和泉鳥取893番地の20、前住所
大阪府泉南市信達市場893番地の３サンハイツ和泉砂川723号
破産者　中平　末美
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
大阪府泉佐野市葵町２丁目３番３号、前住所
大阪府泉北郡忠岡町高月南３丁目９番28号
破産者　山本　唯史
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４６６号
神戸市北区淡河町中山500番地
破産者　ＭＫサービスこと　樫木　資幸
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５号
兵庫県揖保郡太子町下阿曽149番地１
破産者　檜皮　光弘
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第２６号
兵庫県揖保郡太子町下阿曽149番地１
破産者　檜皮　由美
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第１７号
兵庫県豊岡市妙楽寺494番地の３
破産者　藤原　照久
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１８５号
島根県仁多郡奥出雲町上三所21番地１
破産者　荒木　昭二
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５７号
高知市春野町南ケ丘７丁目11番地２
破産者　竹村　昭彦
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８３４号
熊本県菊池郡大津町大字室324番地５
破産者　平田　美穂
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１５５号
熊本市西原１丁目５番17号
破産者　巻　　聖治
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３号
北海道天塩郡豊富町字豊富大通７丁目
破産者　藤原　富美
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４９号
北海道旭川市旭岡２丁目５番地の６
破産者　佐藤　寿紀
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２号
福島県相馬郡新地町大字真弓字原畑２番地
破産者　角田　昌子
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第１３号
福島県相馬郡新地町大字真弓字原畑２番地
破産者　角田　義典
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第７５１号
愛知県日進市栄２丁目102番地　コスモⅡ２－Ｂ
破産者　濵田　浩人
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部